

排気量 251cc 以上のバイク（二輪の小型自動車）の住所変更

所有者または使用者が用意するもの

1	自動車検査証
2	次のうちいずれかのもの ①個人の場合 ・住所のつながりが証明できる住民票（発行後3ヶ月以内）なお住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる住民票の除票、戸籍の附表も必要 ②法人の場合 ・住所のつながりが証明できる登記簿謄本または登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）なお登記簿謄本または登記事項証明書のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本や登記事項証明書も必要。
3	所有者の委任状（認印で可、代理人が申請する場合必要）
4	使用者の委任状（認印で可、代理人が申請する場合必要、ただし所有者と同一の場合は不要）
5	印鑑（認印で可、所有者または使用者本人が直接申請する場合は持参）
6	ナンバープレート（管轄が変更になる場合） 検査商標（車検のステッカー）は剥がしておいてください。 新しいナンバープレートに貼り付けますので。
7	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 申請用紙（第1号様式）30円くらい（地方により異なります） 売店で購入 ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布 ③ 自動車税申告書 無料 窓口で配布